

ベトナム計画投資省外国投資庁と日本国四日市市との

経済交流に関する覚書

ベトナム社会主義共和国計画投資省外国投資庁と日本国四日市市（以下、それぞれ「当事者」という）は、相互理解と友好関係を深めながら、両地域の発展に向け、経済交流の促進に協力し取り組むため、本覚書を締結する。

1. 経済交流の促進は、四日市市とベトナムの企業等が、ベトナムと四日市市で活発な経済活動を展開することができるよう、双方が共同して支援することを言うものとし、特に次の点において努力する。
 - 1) 双方は、相手方がビジネスセミナーの開催、経済訪問団の派遣、進出企業支援窓口の設置・運営など、それぞれの当事者の地域で経済交流事業を実施しようとする場合、可能な限り協力する。
 - 2) 双方は、相手方が経済活動に関する、それぞれの当事者の地域における情報の提供を求める場合、可能な限りそれに応じる。
 - 3) 双方は、相手方地域の企業等による、それぞれの当事者の地域での経済活動について、可能な限り支援する。
 - 4) 双方は、相手方地域において、それぞれの当事者の地域の企業等が経済活動の機会を模索している場合、必要な情報の提供や各種支援に努める。
2. 双方の連絡窓口となる部署は、次のとおりとし、今後、具体的な経済交流事業を行おうとする場合は、その都度お互いに協議・調整しながら進めることとする。
 - 四日市市 政策推進部 政策推進課
 - ベトナム計画投資省 外国投資庁：投資促進課
3. 双方は、6ヶ月前に相手方に対して書面による予告を与えることにより、本覚書を終了させることができる。
4. 本覚書は、双方のいずれに対しても、いかなる法律上の権利や義務を発生させるものではなく、また拘束力を有しない。

5. 本覚書に基づく協力は、双方の代表が本覚書に署名した日に発効する。本覚書は、2016年8月22日にハノイにて、英語による原文に署名することで受入れたものとし、双方が同等の価値を持つ1部ずつを保管する。

2016年8月22日、ハノイにおいて

Do Nhat Hoang

ベトナム社会主義共和国

計画投資省 外国投資庁 長官

田中 俊行

日本国

四日市市長